



弁理士法改正を受けての 日本弁理士会の取組

**令和2年10月30日
日本弁理士会**

(1)～(6)：平成26年改正事項
(7)：平成30年改正事項

(1) 弁理士の使命の明確化

- 会員への意識啓発、知的財産制度の普及啓発活動及びあるべき知財立国の実現に向けた活動

(2) 日本弁理士会の役員解任権の廃止

- 自治強化に向けた役員制度改革及びガバナンス強化のための制度整備

(3) 弁理士の利益相反行為の緩和

- 情報遮断措置の周知徹底及び事務所単位利益相反管理規定の導入

(4) 発明等の保護に関する相談業務の明確化

- ビジネス関連研修の拡充及びコンサルティング関連指針等の公開

(5) 水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務の明確化

- 全会員に水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務の研修を実施

(6) 意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加

- 意匠関連研修を拡充

(7) データ関連業務及び標準関連業務の追加

- データ関連業務及び標準関連業務の研修の拡充、標準関連業務への取り組み

【改正内容】

「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命を弁理士法上に明確に位置づけ 【弁理士法第1条、第37条、第56条】

【会員研修の実施】

- 平成26年弁理士法改正に関する研修を、全弁理士必修の研修として指定。下記の趣旨を周知。
 - ・社会的な期待に的確に応え続けるべく、自律の徹底及び不断の自己研鑽に励むために弁理士の使命が明確化されたこと
 - ・知的財産に関する専門家としての一人一人の規律高い行動が期待されていること

【継続的な意識啓発活動】

- 平成26年弁理士法改正案の成立を受け、ウェブサイトに加え新聞広告等で会長声明を発信。
- 社会的責任の重さを自覚した行動を促すべく、会員の広告（HP）において、不適切と思われる記載（例：「通常の半額の費用」など根拠のない宣伝）を是正する取り組みを実施。
- 使命条項の導入に伴い、社会的責任の重さを今以上に自覚した行動が求められていることを継続的に注意喚起
(H26.9,H28.10,H30.3,R1.6)
- ※注意喚起のベースとなる「会員の広告に関するガイドライン」も2度にわたり改訂 (H27.10,H31.3)
- 処分関連制度の整備（後述）
- 預り金の分別管理規定の導入（後述）

【日本弁理士会会長声明】

弁理士法の一部改正が成立！ ～「使命条項」の創設に寄せて～

平成26年4月25日、国会において、弁理士法の一部改正案が可決され成立し、弁理士法第1条に『弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。』と規定されました。

その中で使われた「知的財産」及び「知的財産権」とは、平成14年12月4日に公布された「知的財産基本法」第2条で規定する用語と同義であることが明記されました。

この規定により、弁理士が向かうべき方向が明確になり、今まで以上に社会的責任の重さを自覚した行動が求められることとなります。

我々弁理士は、知的財産に関する専門家として、より一層の研鑽を重ね、日本の成長を知的財産の力で支えてまいります。

今後とも皆様のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

平成26年4月25日
日本弁理士会
会長 古谷 史旺

(日本弁理士会WEBサイト)

(1) 弁理士の使命の明確化

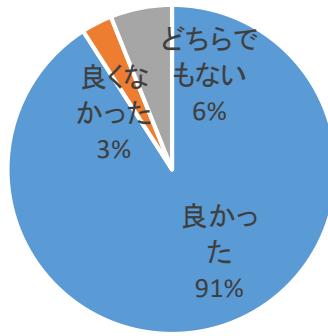
弁理士の使命が明確になったことで、日本弁理士会が社会貢献活動を行う法的根拠となった。

【知的財産制度の普及啓発活動】

(1) 弁理士知財キャラバン (平成27年度～)

- ・中小企業等に、知財に対する「気付き」を与えることで知財活動の活性化を促すとともに、弁理士の意識改革（コンサルティング業務に関するマインド醸成）を図る事業。
- ・平成27年度～令和元年度の5年間で155件の企業支援を実施。

キャラバンに対する率直な感想



- ・9割を超える支援先が高く評価
- ・一方で、追加支援依頼や相談等もあったことから、令和元年度より訪問回数を倍増したキャラバンver.2を稼働中。

- ・キャラバン履修支援員研修（現：知財経営コンサル育成プログラム研修）の受講者は1,185人。
- ・キャラバン事業の支援員は、「JPAA知財経営コンサルタント」と称することができる認定制度を創設（令和元年9月）。 「JPAA知財経営コンサルタント」認定者は弁理士ナビで絞り込み検索可能。令和2年9月時点で352名が登録。

(2) 知財広め隊 (平成29～30年度)

- ・各地の中小企業等に、知財の有用性を認識していただくとともに、弁理士とのネットワーク構築を図る事業。

2年間で47都道府県において、計108回のセミナー＆交流会を実施



(3) ビジネスプランコンテスト (令和2年度9月～)

- ・技術・デザイン・ビジネスモデルなどの知的財産を用いた新たな萌芽的ビジネスプランを発掘・表彰し、表彰を受けたビジネスプランの育成を行う事業。



表彰企業には、賞金のほか、知財経営コンサルティング支援や出願費用の援助を実施。

(4) 知財活用表彰 (平成26年度～)

- ・知的資産経営に積極的に取り組む中小企業や、それらを支援する金融機関やサービス支援企業を、弁理士会が表彰することで知的財産の活用に対する意識を高めることを目的とする事業。

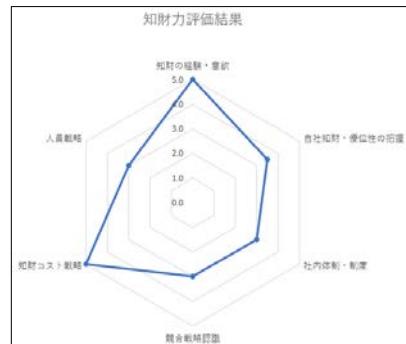
【あるべき知財立国の実現に向けた活動】

○弁理士絆プロジェクト（令和元年度～）

- ・弁理士がその使命を果たすべく夢と希望をもって活躍できる環境を整備し、弁理士の活躍によりあるべき知財立国を実現するため、外部との連携を深める事業。5つの絆から構成される。

①金融機関との絆

- ・金融機関職員に知財の有用性を理解してもらい、地元弁理士との関係を構築するとともに、金融機関職員を通じて中小企業の経営者に知的財産についての「気づき」を与えることが目的。
- ・R1年度は17金融機関に対してセミナーを実施。また、2つの信用保証協会及び1つの信用組合と覚書締結。
- ・対話ツールとして「知財力管理評価ツール」を開発し、提供。



②他士業との絆

- ・他士業と連携して会員が顧客に提供する知財業務の品質向上させるための機会を提供することが目的。
 - 第二東京弁護士会会員との交流会（R1年度）
 - 東京都中小企業診断士協会会員との交流会（R1年度）



絆

③企業との絆

- ・企業支援のメニューを作成する際に役立つ情報（ニーズ）を収集すると共に、企業関連団体における知財活用マインドの向上を図ることが目的。

- 日本知的財産協会との意見交換（R1年度）
- 日本及び東京商工会議所との意見交換（R1～2年度）
- 中小企業庁との意見交換（R2年度）

④アカデミア等との絆

- ・オープンイノベーション支援の一環として、技術等マッチングの場を提供することが目的。
 - 科学技術振興機構（JST）から講師を招聘しセミナーを開催
 - 大学技術移転協議会（UNITT）とマッチングにつながるセミナーを開催準備中

⑤弁理士同士の絆

- ・事務所外弁理士と事務所弁理士との連携を強化すると共に、企業及び社会における知財のプレゼンスを向上させることが目的
 - 知財プレゼンス向上委員会を設置し、知財のプレゼンスを向上させる施策を提言（R1年度）
 - 事務所の事業承継や提携といった弁理士同士のマッチングのためのセミナーを開催（R1～2年度）

【改正内容】

経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権を廃止。【弁理士法第72条】

役員解任権を廃止しても、弁理士に対する懲戒権で経済産業大臣の監督権限を及ぼすことは可能。
なお、これまでに、懲戒され解任となった役員はいない。

【自治強化に向けた役員制度改革（平成27年4月施行）】

（1）常議員会における構成員招集権等を変更

【従来】

- ＜構成員＞
 - ・会長（1人）
 - ・副会長（8人）
 - ・常議員（60人）
 - ・執行理事（20人以内）

＜議長＞

- ・開催毎に互選。

＜招集権＞

- ・会長のみ



【現在】

- ＜構成員＞
 - ・常議員（60人）
 - ・外部常議員（5人以内）

※ただし、会長等は出席して意見を述べることは可
- ＜議長＞
 - ・各年度第1回で互選し常設。任期1年
- ＜招集権＞
 - ・会長及び常議員議長

常議員会では、総会に付する議案等について審議

（2）執行役員会における議決権の在り方を変更

【従来】

- ・会長（1人）
- ・副会長（8人）
- ・執行理事（20人以内）



【現在】

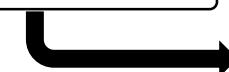
- ・会長（1人）
- ・副会長（8人）

- ・議決権を、選挙によって選ばれた役員（会長及び副会長）のみに限定。

（3）会長及び副会長に立候補要件・任期制限を導入

【従来】

- ・会長（無制限）
- ・副会長（無制限）



【現在】

- ・会長
(登録10年以上・連続2期4年まで)
- ・副会長
(登録5年以上・連続4期4年まで)

- ・常議員会の構成員から正副会長・執行理事を外すことで、執行役員会からの独立性を確保。
- ・常議員会議長を常設とし、招集権を持たせることで、迅速かつ自主的に常議員会の開催を可能に。
- ・外部常議員制度の導入（H29.4）により、会の運営に定常的に外部の意見を取り入れる仕組みを確立。

- ・会長・副会長は、会務活動に精通した会員による、適正・迅速かつ安定的な会務運営が求められていることから立候補要件を導入。
- ・会務運営の独裁化、組織の硬直化を防止すべく、任期制限を導入。

(2) 日本弁理士会の役員解任権の廃止

会の自治を強化し、自らの意思決定に基づき多様な活動を迅速に行えるようにするべく、ガバナンス強化のための制度整備を行った。

【預り金の分別管理規定の導入】

- ・弁理士倫理（会令）に預り金の分別管理に関する条文を新設し、義務化。（H29.10）
- ・事務所規模や業務形態に適した形で分別管理制度が導入できるよう、複数の手段を明記した「預り金の取扱いに関するガイドライン」を公開。（H29.9）

【処分関連制度の整備】

(1) 処分機関への外部委員の登用

綱紀委員会及び審査委員会にそれぞれ外部委員を登用し、審理の公平性・透明性を確保。（H28.4）

(2) 処分に関する規則・運用面の整備

- ①処分の運用基準に対する意見をウェブ上で受け付け開始（H26.2）
- ②処分に係る標準処理期間をウェブ公表（H26.2）
- ③全処分案件のウェブ公表を開始（H27.4）
- ④悪質事案の処分前公表制度の導入（H29.4）



【一般事案】	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
処分請求件数	4	9	16	8	8	13	18	16	10	9
処分件数	1	1	1	2	2	2	5	1	5	2

【研修未受講】	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
調査対象件数	13	11	14	29	24	38	31	17	8	10
処分件数	8	1	5	28	15	22	24	24	7	7

■ 処分確定案件を全件公表

【事例等による注意喚起】

- ①会員苦情事例集の追録（H27.3）
- ②会員処分事例集（第2集）の発行（H27.7）
- ③料金・手続きトラブルの当事者調査を実施、調査結果に基づく注意喚起を実施（H29.3）

トラブルの大半が、依頼人への説明不足に基づくものであったため、実際の事例とあわせて改善例を公開して注意喚起した。

【改正内容】

特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員又は使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができるものとすることとした。【弁理士法第31条、第48条】

前提として、事務所内の情報コンタミネーションが生じないよう情報遮断措置（チャイニーズ・ウォール・ルール）の周知徹底等必要な措置を講じることが求められた。

【コンフリクト対策の周知徹底】

①弁理士倫理ガイドラインの改訂（H26.4）

- ・以下の内容を追加し、会員に周知。
 - 事務所内の情報管理の方策としての情報遮断措置のあり方
 - 所属弁理士や事務員に対する指導監督のあり方
 - 利益相反規定に関する平成26年改正の趣旨

②必修研修で情報遮断措置についても解説

- ・平成26年弁理士法改正研修の中で改正事項に加え、情報遮断措置に係るガイドライン改訂等について30分にわたり解説。

③倫理研修で継続的に注意喚起

- ・5年に1度受講する倫理研修において、利益相反に関する事例を取り上げ、継続的に注意喚起を実施。

④コンフリクトチェックに関する実態調査を実施

(H29.11・R2.9)

【受任についてのガイドライン等の整備】

①事件の受任についてのガイドラインの新設（H26.1）

- ・依頼者との意思疎通の重要性を説明。
- ・会員に対するパブリックコメントも実施し、H31.3に改訂

②コンフリクトチェックリスト及び合意書（ひな形）の導入・継続周知（H29.3～）

- ・弁理士業務標準を毎年更新し発行。
- ・「弁理士業務虎の巻（月1回発行）」において定期的に周知

【事務所単位での利益相反管理規定の導入】

- ・事務所単位での利益相反管理を義務付ける規定を、弁理士倫理（会令）に導入（R2.3改正、R3.4施行）

【従来】

- <弁理士個人>
 - ・法第31条
 - ・倫理第3条
- <事務所>
 - ・特になし
- <特許業務法人>
 - ・法第48条

【改正後】

- <弁理士個人>
 - ・法第31条
 - ・倫理第3条
- <事務所>
 - ・倫理第3条の2（新設）
- <特許業務法人>
 - ・法第48条



○平成26年度以降、利益相反行為関連のトラブル事例はない。

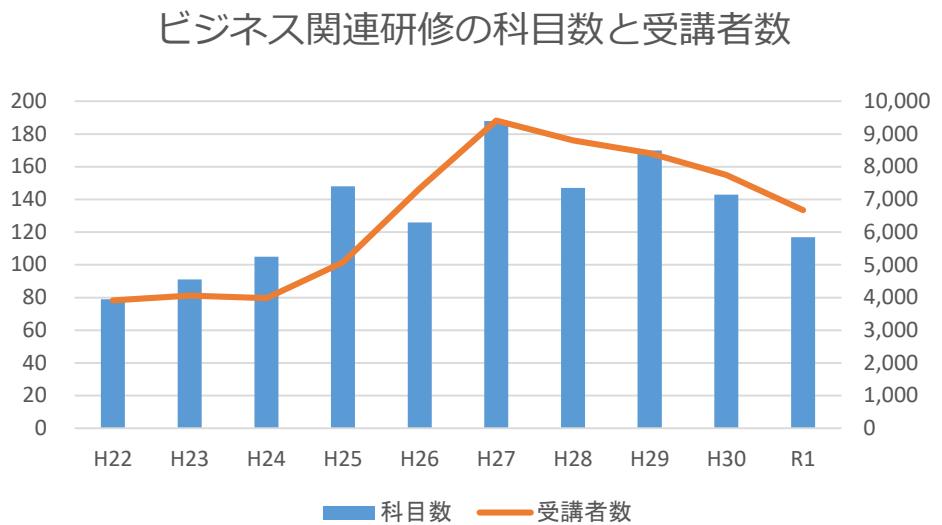
苦情相談窓口 申立件数	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総件数	22	14	12	11	4	7
うち利益相反行為 (法31条,48条)	0	0	0	0	0	0

【改正内容】

出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨を明確化。 【弁理士法第4条第3項】

【ビジネス関連研修の拡充】

- ・知財経営コンサル育成プログラムを筆頭とするビジネス関連の研修を拡充。
- ・外部講師を招聘した演習型のコンサルティング研修も展開。



【コンサルティング業務に関する指針等を会員に公開】

- ・弁理士業務標準（コンサルティングを行うまでの手順や注意事項を掲載）（H28.3）
- ・知財経営コンサルティングマニュアル（H30.4）
- ・パテントマップの類型と特性（R2.2）
- ・ローカルベンチマーク4つの視点ヒアリングシートガイド（R2.3）
- ・ローカルベンチマーク活用ガイド～業務フロー・商流把握編～（R2.3）

【経営デザインシートの普及啓発活動】

- ・経営デザインシート及びローカルベンチマークを普及させるためのWG・委員会を設置（H30～）
 - ヒアリングを通じて弁理士が作成した経営デザインシートを企業に提案
 - 作成した経営デザインシートが内閣府のWEBサイトに掲載される（土業が支援者となっている唯一のケース）
- ・内閣府参事官に「知財のビジネス価値評価と経営デザインシート」を会誌に寄稿いただくことで会員へ普及啓発。（H31.2）

(4) 発明等の保護に関する相談業務の明確化

【会員向けアンケート】

弁理士業務のうち中小企業/ベンチャー企業からの業務が占める割合で回答者を分類し、法改正前後で発明等の相談業務に生じた変化を分析した。その結果、中小企業/ベンチャー企業から発明等の保護に関する相談に応じていた弁理士の約半数以上が、**改正後はこの種の相談により応じやすくなつた**と回答し、3割以上が発明等の保護に関する相談を受ける機会が増加したと回答した。

相談業務に関する対応の変化について	中小企業/ベンチャー企業からの業務が占める割合					
	ほぼ0%	20%程度	40%程度	60%程度	80%程度	ほぼ100%
以前から出願以前の発明等の保護に関する相談に応じていたが、 改正後はこの種の相談により応じやすくなつた 。	31.0%	50.4%	63.2%	51.5%	61.5%	47.8%
以前は出願以前の発明等の保護に関する相談はなかったか、あっても応じていなかつたが、 改正後はこの種の相談にも応じるようになつた 。	1.5%	3.0%	0.0%	7.6%	2.1%	1.7%
以前は出願以前の発明等の保護に関する相談はなかったか、あっても応じておらず、 改正後もこの種の相談はないか、応じていない 。	26.6%	17.8%	9.2%	9.1%	8.3%	10.4%

相談の内容の変化について	中小企業/ベンチャー企業からの業務が占める割合					
	ほぼ0%	20%程度	40%程度	60%程度	80%程度	ほぼ100%
発明発掘段階の相談など、出願前の発明等の保護に関する相談を受ける機会が増加した。	18.0%	30.5%	43.7%	42.4%	43.8%	31.3%

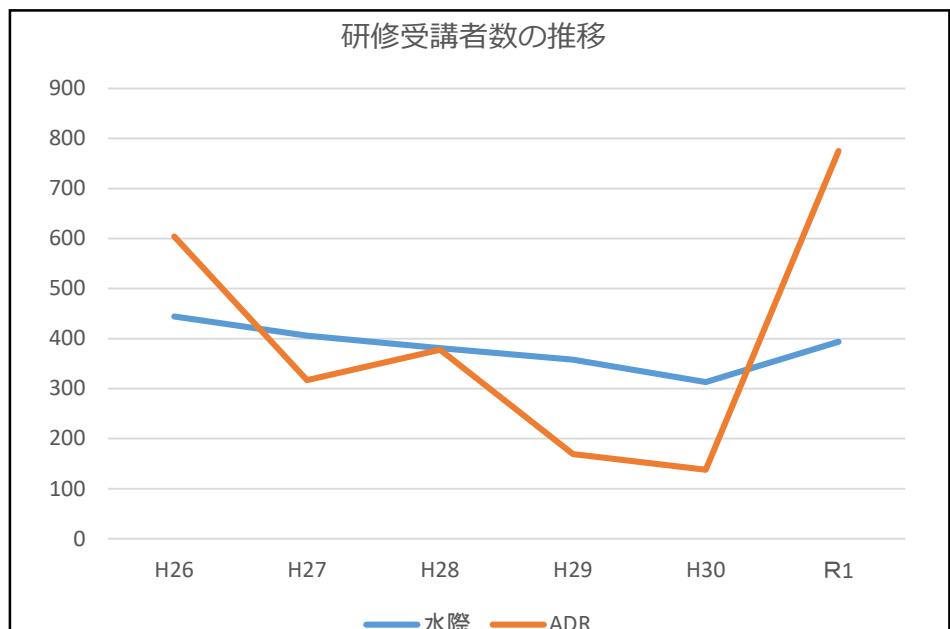
(n=1010)

【改正内容】

水際差止及び裁判外紛争手続に係る相談業務ができる旨を明確化。【弁理士法第4条第2項】

【会員研修の実施】

- ①平成26年弁理士法改正に関する必修研修の中で、水際差止及び裁判外紛争手続に係る相談業務を説明。
- ②水際差止及び裁判外紛争手続（ADR）に関する研修を継続的に実施
 (水際関連) 座学23回、EL7科目、受講者：延べ2,296名
 (ADR関連) 座学23回、EL3科目、受講者：延べ2,381名



【水際関連研修の一例】

タイトル：企業の模倣品対策の実態と弁理士が行う税関手続
 講師： 第1部 東京税関 知的財産調査官
 第2部 パネルディスカッション
 研修概要： 第1部 税関における輸入差止申立て手続及び認定手続の基礎近年の取締り状況について説明
 第2部 実際の模倣被害及びその実態に対する手続上の問題・対応策などについてトークセッション

【ADR関連研修の一例】

タイトル：知的財産調停（及び仲裁）の心得
 講師：弁護士及び弁理士
 研修概要： 第1部 依頼者からの相談、調停の受任から終了まで
 第2部 日本知的財産仲裁センターでの調停の解説
 第3部 日本知的財産仲裁センターを活用いただくための事業内容の紹介

【東京税関への会員推薦】

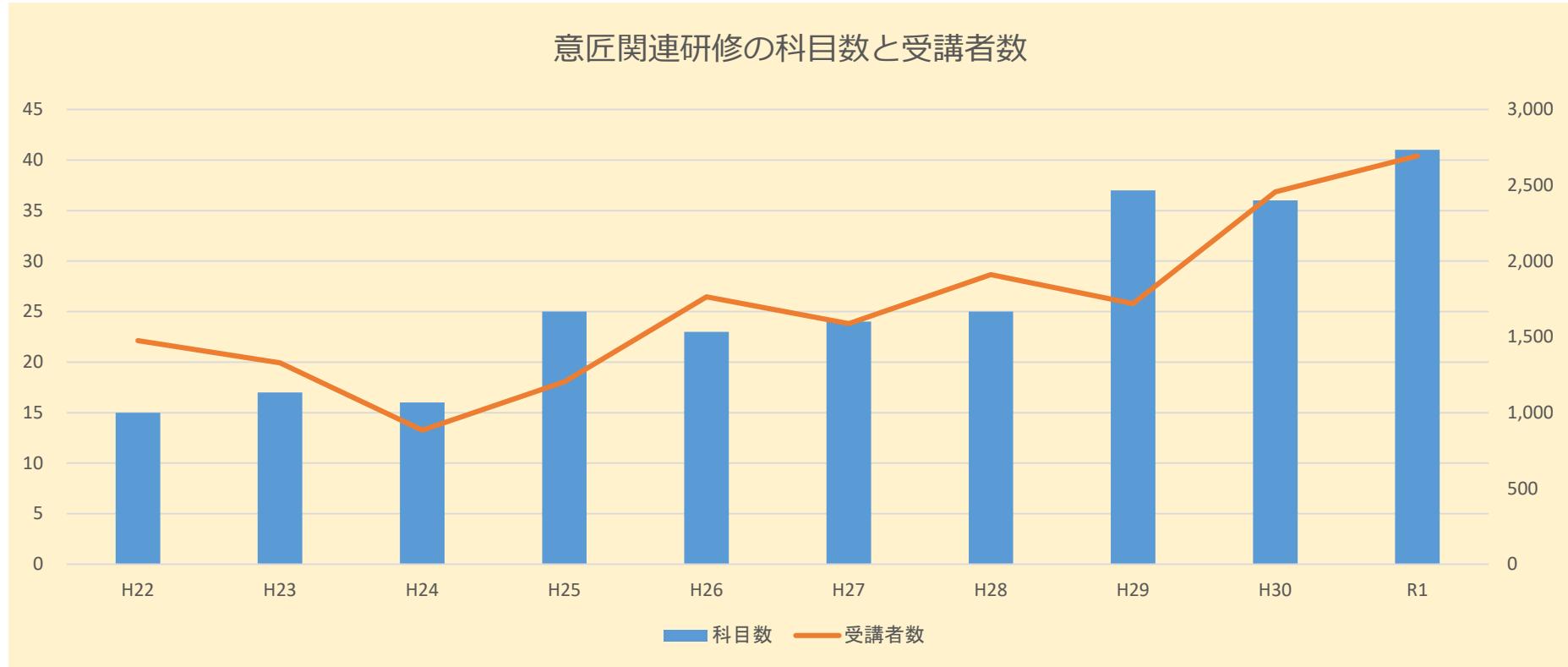
税関における知的財産権侵害物品の水際取締りに関する業務を行う特定任期付職員（調査官）の募集に対し、平成17年から会員を継続的に推薦。

【改正内容】

弁理士の専権業務に「意匠に係る国際登録出願」に関する手続等を追加。【弁理士法第2条、第4条第1項、第5条、第75条】

【意匠関連研修の拡充】

- ①平成26年意匠法改正の内容を必修研修に指定し、受講を義務付け。
- ②意匠法関連の研修科目を拡充。受講者数も増加。



【改正内容】

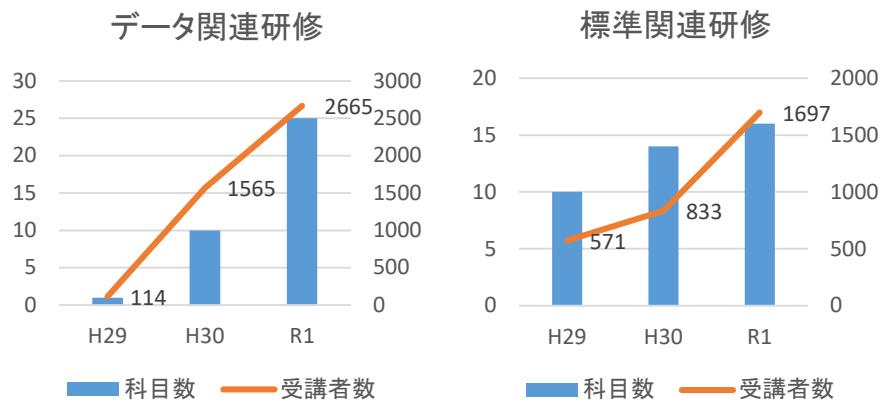
弁理士の業務にデータ関連業務及び標準関連業務を追加【弁理士法第4条第3項】

【基礎的研修の必修化】

- 平成30年度弁理士法改正に係る必修研修にデータ関連業務／標準関連業務についての解説を含め、全弁理士に受講を義務付け。（令和3年3月受講期限）
- 令和2年8月時点では、データ関連業務：9,118名（80.7%）、標準関連業務：9,418名（83.4%）が受講を完了

【高度・専門的知識を習得するための研修を拡充】

- 高度かつ専門的知識を習得するためのデータ関連業務・標準関連業務の研修を拡充。受講者も増加。
- 標準化の専門機関である日本規格協会が実施する「規格開発工キスパート講座」等も継続研修に組み込み。



【日本弁理士会における標準関連業務への取り組み】

- 関東経済産業局が実施する中小企業に対する知財・標準化の伴走支援事業に、会員が専門家として参加（H30～）
- 産業標準化事業表彰の候補者募集（R1～）
- 標準関連業務を研究する技術標準委員会を平成17年に設置し、調査研究に加え、会員内外へのセミナーの実施、ガイドブックの作成等の活動を実施。近年の主な活動は下記のとおり。
 - 関東経済産業局での支援事例を一般化し、中小企業に対する知財・標準化支援の具体的な内容を会員に公開（R2.1）
 - 一般財団法人日本規格協会（JSA）に提出する書類の作成指針の公開（H31.1）
 - 対象製品が規格に合致しているかどうかを判定・評価する業務についての指針の公開（H31.1）
 - パテントマップやVRIO分析をはじめとするフレームワークを活用した標準関連業務の手法を提示（R2.1）
 - 日本規格協会・日本品質保証機構と連携した標準関連ビジネスの提案（R2.1）
- 令和2年に技術標準委員会をビジネスに主眼を置く標準ビジネス推進委員会に改組し、日本規格協会・日本品質保証機構・経済産業省等との意見交換により需要拡大・弁理士の関与の在り方等について調査研究。